

令和5年度

徳島市公営企業
経営健全化審査意見書

徳島市監査委員

徳監発第54号
令和6年8月26日

徳島市長 遠藤彰良 殿

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	須見矩明
同	井上武

令和5年度徳島市公営企業経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、審査に付された令和5年度徳島市公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

令和5年度 徳島市公営企業経営健全化審査意見書

第1 審査の対象

令和5年度 徳島市食肉センター事業特別会計
令和5年度 徳島市中央卸売市場事業会計
令和5年度 徳島市商業観光施設事業会計
令和5年度 徳島市水道事業会計
令和5年度 徳島市公共下水道事業会計
令和5年度 徳島市旅客自動車運送事業会計
令和5年度 徳島市市民病院事業会計
上記各会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和6年6月28日から8月26日まで

第3 審査の方法

審査は、徳島市監査基準に準拠し、資金不足比率が適正に算定されているか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかについて、関係資料との照合などの方法により実施した。

第4 審査の結果

審査に付された次の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	資金不足比率		
	令和4年度決算	令和5年度決算	経営健全化基準
食肉センター事業特別会計	—	—	20.0 %
中央卸売市場事業会計	—	—	
商業観光施設事業会計	—	—	
水道事業会計	—	—	
公共下水道事業会計	—	—	
旅客自動車運送事業会計	—	—	
市民病院事業会計	—	—	

※ 資金不足比率は、資金不足額がないため、「—」と表記した。